

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第7回）

議事録

1. 日時

令和5年10月19日（木）12：00～14：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者：

・一般社団法人テレコムサービス協会

島上純一（副会長/株式会社インターネットイニシアティブ 常務取締役CTO）、金山健一（政策委員長/株式会社インテック 先端技術研究所 上級プロ）、佐々木太志（MVNO委員長/株式会社インターネットイニシアティブ MVNO事業部 ビジネス開発部 担当部長）

・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

久保真（会長）、立石聡明（副会長）

・一般社団法人全国消費者団体連絡会

郷野智砂子（事務局長）、菅原清明（事務局次長）

総務省：

渡辺総務副大臣、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、西村事業政策課市場評価企画官

#### 4. 配付資料

- 資料 7-1 これまでの会合の主な意見
- 資料 7-2 一般社団法人テレコムサービス協会提出資料
- 資料 7-3 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会提出資料
- 資料 7-4 一般社団法人全国消費者団体連絡会提出資料
- 資料 7-5 今後のスケジュール（案）

#### 5. 議事概要

##### 1 開会

##### 2 議題

(1) これまでの会合の主な意見

(2) 関係団体へのヒアリング

- ・一般社団法人テレコムサービス協会
- ・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・一般社団法人全国消費者団体連絡会

(3) その他

##### 3 閉会

## 開 会

○山内主査 皆様、お時間ということでございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第7回会合を開催いたします。

本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考ということでございまして、一般社団法人テレコムサービス協会副会長でいらっしゃいます、また株式会社インターネットイニシアティブの島上常務取締役CTO、そして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の久保会長、このお二方に加えまして、一般社団法人全国消費者団体連絡会の郷野事務局長、このお三方をお招きし、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方についてヒアリングを実施したいと思います。ヒアリングに御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、そちら、渡辺副大臣のお席でございますけれども、公務の関係で途中より御参加いただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、前回同様ですけれども、最初にこれまでの会合で各委員、それから事業者等の皆様から御発言いただいた意見等につきまして、事務局でまとめていただいておりますので、これを確認していきたいと思っております。御説明よろしく願いいたします。

### (1) これまでの会合の主な意見

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料7-1、これまでの会合の主な意見について御説明します。

1ページをお開きください。まず、第6回会合の主な意見でございます。大きく3つの項目がございまして、1つ目が、ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段でございます。こちらは、岡田委員、オプテージ、STNetから、光ファイバだけでなく、モバイル、NTNも検討すべきという御意見がございました。この御意見につきましては、3ポツ目で藤井委員から、モバイルやNTNは技術革新に合わせて活用すればよいが、現時点でNTNは海外のサービスしかないことや、また、モバイルは速度が担保されないが、今後どれくらいの水準で問題ないとするか議論することに加え、条件不利地

域で安定的に接続するための技術開発を進めることが必要であるという御意見がございました。

2つ目の公正競争確保の在り方については、オプテージ、STNetから、設備競争の維持を念頭に制度設計が必要という御意見がございました。この観点から、NTT東西の固定アクセス網を分離してインフラ会社を設立することやNTT東西の統合につきましては、設備競争が後退するといった慎重な御意見がございました。

5ポツ目でACCJからは、NTT東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要という御意見がございました。

また、最後のポツでACCJからは、上位レイヤーに対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではないという御意見がございました。

3つ目の研究開発責務につきましては、ACCJから、NTTの研究成果の開示責務が緩和されることで、グローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきっかけとなる可能性があるという御意見がございました。

2ページからが、これまでの会合の主な意見を4つの視点からまとめたものでございます。前回からの変更点を中心に説明しますと、まず、2ページの1つ目の視点、通信サービスが「全国に届く」につきましては、一定の方向性が確認された事項として、新たに「ブロードバンドのあまねく責務」の中の2ポツ目で、不採算地域でのサービス提供の確保のためには、技術革新、サービス品質等を考慮した上で、モバイルやNTNなど無線技術の活用の検討が必要と記載しています。こちらにつきましては、1ページで説明した前回の会合の主な意見をその下に載せてございます。

次に、3ページをお開きください。2つ目の視点、「低廉で多様」なサービスが利用できるにつきましては、一定の方向性が確認された事項として、2ポツ目を追加しております。NTT東西の業務範囲の見直しに当たっては、移動通信事業など公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除くことについて検討が必要と記載しています。こちらにつきまして、NTTからは、NTT東西とドコモの合併は考えていない、NTT東西の統合も選択肢となる見直しを希望という御意見がございました。

ソフトバンク、KDDI、オプテージからは、公正競争上の観点から、移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要との御意見が、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、オプテージからは、NTT東西とドコモの統合等による独

占力を通じた競争事業者の排除を懸念する御意見がございました。

また、オプテージ、STNetからは、前回の会合の意見のとおり、NTT東西が統合されると設備競争が抑制され、競争事業者淘汰の可能性があるという御意見があったところでございます。

3ポツ目では、「制度の見直しの留意事項」として、これまで林委員から、制度の見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きいという御意見がございました。この点、視点1のユニバーサルサービスの確保のところで類似の意見がございましたけど、視点2の公正競争の確保において、これまで林委員の御意見について特に異論は出ていないと思いますので、一定の方向性が確認された事項として、今回、記載しているところでございます。

「その他」の部分につきましては、様々な御意見が出たことを踏まえまして、これまでの項目を再構成しまして、4つに分けております。「アクセス部門の分離」、「NTTグループの在り方」、「NTT持株の業務範囲」、「電気通信事業法の規律等」の4つでございます。

「アクセス部門の分離」につきましては、これまでKDDI、ソフトバンク、楽天モバイルから、完全民営化等をするのであれば、アクセス部門の資本分離が不可欠という御意見がありましたが、前回の会合でオプテージ、STNetから、NTT東西の固定アクセス部門を分離し、インフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性があるという御意見を追記しております。

また、「電気通信事業法の規律等」の最後のポツですけど、ACCJの、上位レイヤーに対する規制は、必要以上のものを設けるべきではないという御意見を追記してございます。

4ページを御覧ください。3つ目の視点、「国際競争力」を強化するにつきましては、一定の方向性が確認された事項として、研究成果の普及の責務については、原則開示の運用の見直しが必要という御意見の部分で、NTTの研究成果の開示責務が緩和されることで、グローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきっかけとなる可能性があるというACCJからの御意見を追記してございます。

以上が、これまでの会合の主な意見でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。以上のような形で事務局の方でまとめていただきましたけれども、内容について何か御意見等ございますか。どうぞ。

○相田主査代理 相田でございますけれども、1ページ目の最初の項目、あるいは2ページ目の丸の3つ目、不採算地域でのサービスの提供の確保のためには云々のところに関して、前回ちょっと時間が押していたので前回の会合の場では発言せずに、一部、書面による質問回しにさせていただいたところもあるんですけども、現在、動き出そうとしているいわゆるブロードバンドのユニバーサルサービス制度との関係でもって、発言させていただきたいと思えます。

ブロードバンドサービスを確保するための手段として、モバイル、NTNなど無線技術の活用の検討が必要というのは、これはもう言うまでもないことでございますけれども、現在動き出そうとしているブロードバンドのユニバーサルサービス制度の考え方というのは、モバイルのブロードバンドに関しては、放っておいても事業者さんの努力でもって人口カバー率100%がもうできそうであると。なので、そうでない、いわゆる固定ブロードバンドに関して、町字単位で1者提供地域の運営費等々の支援をしてあげようという制度になっているわけでございますけれども、モバイルブロードバンドもこのユニバのうちだよと言った途端に、全国、全部競争地域ということになって、今の動きだと、補助金がもらえそうなどころであって全部駄目ということになりかねないということで、もちろんサービスの品質とか価格、モバイルブロードバンドについては、各社さん、基本的に全国一律料金ということでやっていただけているわけですが、(サービスの品質とか価格)というようなことで縛るのか、あるいは、あと今回、ヒアリングを通じて非常に印象的だったのは、固定ブロードバンドのインフラが難視聴対策、放送サービスのためのインフラとしても非常に重要であるというような御意見が多数聞かれたということも踏まえて、いわゆるブロードバンドのユニバーサルサービスの対象とするかどうかというのは、ブロードバンドサービスの提供手段というのとはかなり明確に分けて議論しないといけないということだと思いますので、既に2ページ目で、一定の方向性が確認された事項というのが入れられてしまったわけですが、もちろん、繰り返しになりますけど、ブロードバンドサービスの提供手段としてモバイル無線活用というのに異論を挟むつもりは全くございませんけれども、補助金の対象とするユニバーサルサービスにどこまで含めるかということに関しては、かなり深い議論がまだ必要だと思うということで発言させていただきます。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○柳迫事業政策課調査官 相田先生、ありがとうございます。相田先生の御指摘のとおり、現行の電気通信事業法におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度の支援区域の要件としましては、1者以下の提供地域であることが求められていまして、仮にモバイルを含めた場合に、1者以下の提供地域でなくなって支援区域に該当しなくなるといった課題もありますので、そのような場合の支援区域や支援対象をどうするかという話も含めて全体を整理していく必要があると考えます。そのため、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型やモバイルをユニバーサルサービスに位置付けるかどうかという議論と支援区域の要件はセットで検討していく必要があると考えます。

○山内主査 ありがとうございます。ですから、今おっしゃったようなことの視点も含めて、この2ページのところは少し修正していただくのがいいのかなと思います。よろしいですかね。ほかに御意見、いらっしゃいますか。

それでは、そういった修正を含めて御同意いただいたということでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

## (2) 関係団体へのヒアリング

- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会
- ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・ 一般社団法人全国消費者団体連絡会

○山内主査 それでは、ヒアリングに移りたいと思います。今日も大変恐縮です、時間が限られておりますので、恐れ入りますけれども、御発言の方に進行の管理から残り時間の提示等をさせていただきます。5分、3分、0分で事務局より合図を出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初のヒアリング対象、テレコムサービス協会の島上様であります。島上副会長から御説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○テレコムサービス協会（島上副会長） ただいま御紹介いただきました、一般社団法人テレコムサービス協会の副会長をやっております島上と申します。本日はこのような機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

1 ページ目をめくっていただいて、テレコムサービス協会の御紹介だけ簡単にさせていただきますと、設備を持たない旧第二種電気通信事業者の団体として、平成6年に発足しております。会員は、青字に書いてありますとおり、このような事業者が並んでおりますが、事業内容としましては、電気通信事業は当然として、情報サービス業、ISP事業、ケーブルテレビ事業など、通信からシステムインテグレーション等まで手広くやっております。また、その中には格安SIMですとか、格安スマホに代表されるMVNO、あるいはNTT東西様から光の卸を受けて事業をやっているFVNO事業もありまして、それぞれ委員会で活動しております。

本日は、私に加えて、政策委員会の委員長の金山が現地で、あと、MVNO委員会の委員長である佐々木がリモートで参加させていただいておりますので、質疑応答の際にはそちらから回答させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1 ページめくっていただいて、ここからが我々の意見となりますが、まず、情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性といったところですが、一般的な話として、電気通信事業の特性である独占に向かいやすい構造に関する規律を継続して、公正な競争環境の維持、健全な産業の発展及び国民の利益に資する、そういうことが必要だと考えております。

また、Society 5.0の実現による安心・安全に使える高度で多様なサービスの提供により、さらなる経済発展や少子高齢化や地方の過疎化などの社会的課題解決を図っていくことが情報通信の重要な役割の一つであると考えておりまして、その中で特に移动通信分野、こちらはSociety 5.0の実現に向けて重要な役割を担い、5GあるいはBeyond 5Gの発展が必要と考えております。

その中で、多種多様なMVNOがMNOとの競争を通じてユースケース、あるいはソリューションを生み出していくことがSociety 5.0の実現に大きく寄与すると考えられており、公正な競争環境の実現が必要です。特に5Gのスタンドアローンの時代において、MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化、あるいはMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できるような枠組み、そういうものの早期実現が必要と考えておりまして、こちらのMNO委員会では、5G(SA)方式の時代にふさわしい仮想通信事業者の在り方として、2019年にVMNO構想というのを提唱しておりまして、そちらの詳細については、御参考までに末尾の方につけさせていただいております。

次、3ページ目をお願いいたします。次は、情報通信インフラの整備・維持ということに関しまして、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスは、「必要な通信性能を満たすサービス」を、「必要な地域」に、「最も効率的なコスト」で提供される仕組みの制度となっていることが必要であると考えています。

そのため、ユニバーサルサービスとするブロードバンドサービスの通信性能の最低要件を具体的な想定用途から明確にして、これを実現するような通信形態は、提供地域に合わせて最も効率的なコストとなるものを選択できる仕組みである必要があるのではないかと考えております。

また、現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスとして定められているF T T H、C A T V、ワイヤレス固定ブロードバンド以外の方式のものであっても、提供先地域においてその方式が必要な通信品質を満たし、なおかつ、ほかの方式と比較して効率的なコストで提供されるものである場合には、対象から除外されない制度であることが適当ではないかと思っております。

多様化する、電話・ブロードバンドサービスの統合ユニバーサルサービス化によって、利用者の利便性を損なわず、かつ運用負荷・コスト等の効率化を図る検討が必要ではないかと思っております。

なお、先ほどモバイルの話が出ておりましたが、モバイルを検討する際には、F T T Hにおいて、卸を利用するF V N Oの事業者のお話に関連していましたが、モバイルにつきましても、M V N Oという存在がありますので、検討の際には要素として加えていただきたいと存じます。

最後に、ユニバーサルサービスの制度運用は、一般消費者にとって透明性のあるものであることが必要と考えております。

次のページが、競争ルールの整備に関する意見を述べさせていただきます。まず、電気通信事業法とN T T法の下、電気通信市場の競争ルール整備の基礎となった固定系のアクセス回線のボトルネック性、あるいは移動系の電波の有限希少性に大きな変化はないと考えておまして、したがって、N T T東西の地域網とM N Oの無線網の開放を確保するルールの維持は引き続き必要だと考えております。

また、現在の競争ルールは固定系と移動系に分かれておりますが、今後、市場の統合化が進む中、固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用が起こる可能性もあります。N T T法をもし大きく見直すということであれば、現在、固定系と移動系で分かれてい

るようなドミナント規制の抜本的な見直しが必要ではないかというふうにも考えております。

5 ページ目も競争ルールの続きになります。特に移動通信においては、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造は引き続き避けられない中、依然としてMNOは市場支配力を有する状況であることや、移動通信の市場規模・契約数ともに固定通信を大きく上回る状況であることから、特に移動通信分野における行為規制の重要性は今後さらに高まるものと考えております。

以上から、移動通信においては、現行の規律を維持するだけでなく、MNOが競争事業者であるMVNOに対して高い交渉優位性を保持している中で、MVNOが公正な競争環境の下で事業展開や市場競争を行っていくためには、第二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモ様に加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社様に対しても禁止行為規制を早期に適用することが必要であると考えております。

6 ページをお願いします。次に、移動通信市場、固定通信市場双方で、市場支配的事業者が特定関係法人と合併又は特定関係法人から事業譲渡を受けるような場合、市場競争に影響を及ぼすおそれがあります。市場支配的事業者が特定関係法人と合併、又は特定関係法人から事業譲渡を受ける場合におきましては、公正な競争環境の確保のため、ここに挙げた3点のような取組が必要であろうと考えております。

また、当該事業者の持つ市場支配力を踏まえれば、市場全体の競争構造に大きな影響を与え得ることから、仮にNTT法など、現在の法制度を見直す場合においては、総務省様による審査や検証などの事前、事後の措置を講ずることが必要不可欠ではないかと考えております。

7 ページ目、お願いいたします。研究開発の推進・成果普及というところですが、一般的なお話として、まず、国際競争力という観点で特にどの市場領域、資料の中にもネットワークレイヤーですとか、プラットフォームレイヤーという話が出ておりますが、どの競争力を創出していくのか、あるいは研究開発においてどのような視点で非開示が必要になるか、そういうことを明確にした上で議論すべきではないかと考えます。

最後に、関係法制度の在り方ですが、NTT法、あるいは電気通信事業法の見直しについて、NTTの経営の自由度を高める法改正は、NTTの独占回帰を進め、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念はあります。したがって、

公正な競争環境を確保する観点で十分な議論が必要であると考えております。

以下、8ページ以降は参考資料としてつけておりますので、これにてテレサ協からの御説明を終わります。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。質疑は最後にまとめて行いたいと思います。

それでは、次に、日本インターネットプロバイダー協会の久保会長から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） 日本インターネットプロバイダー協会です。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。本日は私、会長の久保と、副会長の立石で説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、JAIPAについて御紹介をさせていただきます。JAIPAは、もともと地域プロバイダーの団体として発足し、その後、多様な事業者が加わり、現在、設立25年目に至っております。会員数は156社で、全国・地域のISP、クラウド、ホスティング事業者、セキュリティやインフラ構築事業者などで構成されており、通信を中核としつつも、昨今の通信周辺の社会課題に対処すべく、多様な事業者が参画し、業界横断での課題への取組を進めてございます。

次ですが、初めにこちらに記載しておりますとおり、インターネット市場は、これまで多くの事業者の参入と競争により品質の向上や料金の低廉化がなされ、広く普及してきたということ。その過程で顕在化した課題については、全国・地域利用者の生の声を伝達し、オープンで公平な環境の下、検討が行われてきたということでございますが、今般の規制の見直しの議論で、これまで発展してきたインターネット環境に影響が出ることを強く懸念しております。以下、御説明申し上げます。

まず、電電公社時代から引き継いだ膨大な資産・公益事業を抱えたままのNTTグループ完全民営化に反対ということでございます。NTTのみが有する膨大な資産を抱えたまま規制が撤廃されるのであれば、この資産の国への返納が求められるべき。また、ユニバーサルサービスについては、公共的見地から、NTT東西による確保が必要ということでございます。

次に行きまして、ユニバーサルサービスについては、情報通信審議会ブロードバンド基盤ワーキンググループにて交付金制度が制定され、現在、その仕組みが議論されてお

りますので、まずは、現行制度での運用・評価を行うべきと考えてございます。料金の低廉性の担保についても、今後検討が必要と考えております。

また、移動体や衛星などインフラの多様化については、外国事業者に100%依存する衛星ブロードバンドは、経済安全保障の観点からもリスクがあり、(インフラの多様化につきましては)NTT東西での提供方法の検討も含め、地域の実情を踏まえた検討がなされるべきと考えてございます。

ユニバーサルサービスの電話につきましては、携帯電話の音声通信、緊急通報でよいと考えますが、基地局までの光ファイバをユニバーサルアクセスで提供することが必要と考えます。公衆電話につきましても、災害時の役割が依然大きいことから、これを維持する方策が求められると考えます。

続きまして、NTT東西の規制見直しにおける懸念につき御説明を申し上げます。冒頭で御紹介のとおり、JAIPAはISP事業を営む事業者が多く、今般の議論でこの部分につきましては特に影響が大きいことから、本日この場で御説明をさせていただければと存じます。

1点目は、NTT東西の業務区分見直しに対する懸念でございます。こちらのグラフは、FTTH市場での事業者別のシェアを示すものですが、市場におけるNTT東西のシェアは81%と極めて大きな割合を占めてございます。この81%の内訳をサービス別に見ますと、次のページになります。左から2つ目をその内訳としまして、NTTのレッツサービスが29%、ほかは、光サービス卸が71%でございます。その右、光サービス卸の市場の内訳は、NTTドコモ、ぷらら、レゾナント等、NTTグループが半数となっており、トータルで60%をNTTブランドで占めております。81%のうちの60%ということで、市場の半数をNTTブランドのサービスが占めているということでございます。

続きまして、これをFTTHの構造から見ますと、現在は、NTT東西の業務区分が限られており、図の真ん中のISP、VNE事業者、そこから提供を受ける右側の約500のISPがインターネット接続を提供しております。現状では、役割分担が成立しており、ISP事業者は日々、NTT東西さんと連携しながら事業運営しているということでございます。

ところが、この業務区分が撤廃され、この図のように、NTT東西が直接インターネット接続を提供できるようになってしまうと、ISP市場は崩壊し、地域及び全国のI

SP事業者を排除することになってしまいます。したがって、ISP事業に対する業務の禁止規制が必要ということでございます。

次のスライドになりますが、NTT東西自らがISP事業を行うことにより、構造上、ISPの存在価値がなくなり、ISP市場そのものが崩壊するということで、通信事業者の経営に深刻な打撃を与えるような議論は、今般のNTT法見直しの趣旨と異なるのではないかとございまして。中段にあるとおり、NTT東西が現行ISPと同等のISP料金を設定したとしても、NTTの強大な営業力、ブランド力による一層の市場支配力は明確かと存じます。加えまして、地域のISPがなくなると、地域に密着したサービスなども維持できなくなり、地域社会への影響も強く懸念されます。以上が、業務区分見直しに対する懸念でございます。

2点目は、光サービス卸の現行の規律に対する懸念でございます。まず、こちらのグラフでお示ししますとおり、NTT東西のFTTH契約数における光サービス卸の割合は71%と、こちらも極めて高い割合を占めているということでございまして。

続きまして、こちらは接続と卸における制度、約款、料金、料金の適正性、禁止行為規制、法令根拠等を比較した内容を示しておりますが、ここに記載のとおり、先ほど御説明した市場で圧倒的な構成を占める光サービス卸の規律は、接続よりも緩いという形になっているということでございまして。

また、次のページで、前ページにおける料金の適正性の検証の部分ですが、こちらは、総務省の接続料の算定等に関する研究会にて行われておりますが、評価は、NTT東西の自己評価をベースに行われております。お示しのスライドは研究会で当協会が申し上げた内容の抜粋になりますが、定量的な卸料金の妥当性の検証が難しく、公正な検証という点で課題を残していると考えます。

次のページです。以上のことから、光サービス卸は市場で圧倒的な地位を占めており、その規模は接続より緩く、料金の検証はNTT東西の自己評価であること。また、総務省研究会においても、必要に応じ検証を再検討すべきといった見解があるところ、今後、卸料金の高止まりや卸関連情報等の目的外利用など、公正競争が維持されなければ事業者の運営に大きな影響が出る懸念がありますので、光卸の規律については強化が必要と考えてございまして。なお、当協会では、光サービス卸については、接続と同等レベルでの検証、規制がなされるべき、また、キャリアズレート化も含む接続メニュー化が検討されるべきなどを申し上げてきたところでございまして。

続きまして、こちらに図をお示ししておりますが、NTT東西に、先ほどのISP禁止の規律がなされたとしても、ISP事業を行っているNTTドコモとNTT東西が合併してしまうと、合併会社はISP事業を行えることになってしまいます。したがって、NTT東西とドコモの合併についても、これを禁止する規律が必要と考えます。あわせて、近年、NTTグループ企業の市場支配的な事業者へのISP事業の吸収が繰り返されており、公正な競争が保たれているのか否か、内部取引の実態は把握ができませんので、公平性が保たれるように検証するルールが必要であります。

以上ですが、まとめといたしまして、NTT法の維持によりNTTグループに対する規律としまして、東西の業務区分におけるISP事業の禁止、光サービス卸の接続に近いレベルでの規律の強化、NTT東西とドコモの合併禁止、グループ内取引監視の強化ということでございます。

最後になりますが、NTTのボトルネックの設備を各社が公平に利用できることで発展してきた通信市場において、今後も利用者の利便性向上及び事業者の健全な成長による市場の持続的な発展に向け、非対称規制の整備を含めた競争環境の整備を期待したいと存じます。

以上、御清聴いただき、ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。それでは、次に、全国消費者団体連絡会の郷野事務局長から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○全国消費者団体連絡会（郷野事務局長） よろしく願いいたします。全国消費者団体連絡会の郷野と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料に沿って進めてまいりたいと思います。2ページ目、お願いします。初めに、私も全国消費者団体連絡会を御紹介いたします。全国消費者団体連絡会は、1956年に設立された消費者団体の全国的な連絡組織です。「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動しております。全国の会員団体が緩やかにつながりながら、消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなど、暮らしに関わる様々なテーマについて、国の審議会等への委員参加やパブリックコメントの提出などを通して、消費者の立場から意見発信を進めています。また、専門家や行政などと連携し、学習活動・政策提言・立法運動に取り組んでいる団体です。

3 ページ目、お願いします。市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する提案について、私どもの意見を述べたいと思います。全体についてです。電電公社は通信インフラの開発と整備を通して国民生活に貢献してきました。そして、技術と通信網は国民の財産であり、NTTはその後継組織として、通信網の維持管理と研究開発に取り組むことが大きな役割と考えます。また、研究開発の成果を市場に開放することは、国民生活の豊かさづくりを支えるものとして期待しています。ただし、今後も消費者、利用者の安全・安心を担保するために、NTT法で定める公正競争を引き続きしっかり確保すべきと考えます。

また、NTT法では、政府が3分の1以上の株式を保有することを定めています。このことは、NTTがユニバーサルサービスなどの公共的な役割を果たす組織であることの証しであると考えます。固定電話の契約者が減少し、スマートフォンや携帯電話などのモバイルが全国に広がり、取りやめるべきだなど、ユニバーサルサービスの必要性が取り沙汰される中で、このようなNTTの果たしてきた公的な役割を終わらせることを目的としてNTT法を改正することに反対します。加えて、過疎地域でも都市部と比較して、通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性は確保されるべきと考えます。

膨張する防衛費の不足分を、政府の保有するNTT株を売却して充当する案が一部で検討されています。そもそも国民的合意がないままでの防衛費増額は論外ですが、株式売却で防衛費に充当することを目的にNTT法を改正するということには、改めて反対します。

4 ページ目、お願いします。2、我が国の社会経済活動を支える情報通信インフラの整備・維持の在り方についてです。NTTは電話のユニバーサルサービスを維持し提供するという点で重要な組織です。過疎地域でも平等に通信できるブロードバンドサービスの提供が必要です。そして、NTTだけではなく、通信各社も同様に、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくべきと考えます。通信がなくなっていくことは暮らしに多大な影響を及ぼします。NTT 1社に頼ることなく、多様な通信網の整備が必要です。

大規模災害などでモバイルの使用が集中して通信が途絶えた際、例えば、東日本大震災の際、携帯電話ショップにはバッテリーの充電を求める長蛇の列ができ、携帯電話の利用が集中してつながらないといったトラブルに巻き込まれた方も多かったと記憶します。そんなときに、一定規模で配置されている公衆電話や災害時用公衆電話は、ユニバーサルサービスとしての機能を発揮し、それらに助けられた方も大勢いらっしゃいます。

バッテリーの容量や使用集中での接続不能、さらには、毎年のように発生するシステムトラブルによる通信途絶など、固定電話回線と比較してモバイル自体が不安定と言わざるを得ません。

さらに、100%の国民がモバイルを保有しているわけではありません。国が株式を保有する会社として、モバイルだけに頼らずユニバーサルサービスを維持・強化することは、今さらながらにNTTの重要な役割と言えます。

メタル回線は老朽化が進んでいると考えます。回線状況の点検を進め、メタル回線が中心の地域など、ユニバーサルサービス維持管理の観点から、ブロードバンドへの切替えに取り組むことが必要と考えます。それと同時に、ブロードバンドへの切替えに当たっては、固定電話回線のみ利用者、特に高齢者に対して、代替サービスの手当ても必要と考えます。加えて、過疎地域においても、都市部と比較して、通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性は確保されるべきと考えます。さらに、過疎地域は日常生活を維持するためのデジタルの活用は都市部よりも必要不可欠になると考えます。今あるものを活用しつつ、光ファイバや5Gなど、現在活用できるものに置き換えていくなど検討するべきです。

6、上記1から5を踏まえた関係法制度の在り方についてです。NTT法にある「電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する責務」は国民にとって重要であり、今後も維持していくべきと考えます。あわせて、国民の利用する通信インフラは、電話のみからインターネット通信などに拡大しています。NTT法の責務の中に、電話以外の通信インフラも対象として位置付けることが望ましいです。

5 ページ目、お願いします。1、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性についてです。誰一人取り残さない社会づくりに向けて、情報インフラの果たすべき役割は大きくなります。さきに述べたとおり、過疎地域ではデジタル通信網の整備が日常生活の維持に必要不可欠なものになることは確実だと言えます。誰一人取り残さず、全国民の暮らしを支えるという観点からの政策検討と実行が必要です。

加えて、国民にとって、DXやICTが進展する中、分かりやすい仕組みであることや広く周知することは重要です。技術的な進歩だけが加速して情報通信インフラが複雑化するような事態を招かぬよう、2030年の目指すべき姿について、国民の理解が進まない状況をつくらず、丁寧な論議をしてください。

以上、御清聴ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、3団体からのプレゼンが終わりましたので、これからは質疑応答といいますか、議論に移りたいと思います。御質問のある方、あるいは御意見のある方は挙手をいただくか、あるいはチャット機能で発言ありと、こういうメッセージをいただければと思います。それでは、御自由に御発言のあります方、いかがでございますか。どなたかいらっしゃいますか。

大谷委員が御発言希望ということですね。大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員 ありがとうございます。3団体からの御説明、非常によく分かりました。少し細かいところになりますけれども御質問をさせていただければと思います。

まず、テレコムサービス協会様に対して少し教えていただきたいと思うんですけども、これまでやはりMVNOが利用者に手の届きやすいサービスの価格形成ということで大きく寄与いただいておりますし、また、IoTなども含めてサービス内容の充実にも取り組んでいただいている先進的な事業者が存在しているところだと思います。

冒頭のところで、かなり詳細な資料もつけていただいたんですが、フルVMNOの構想につきましては、卸ではなく接続を前提としているということで資料を御用意いただいておりますと、そうしますと、現在の機能開放に関する電気通信事業法のルールやガイドラインについて、VMNOを前提とした新たな御要請などあればお聞きしたいと思っております。

また、ライトVMNOを展望した上で、卸についても、今年6月からの改定の卸のガイドラインの効果などについて、御意見があるようでしたらいただきたいと思っております。テレサ協様には以上でして、あと、引き続いてJAIPA様にも2点教えていただきたいことがございます。

資料の4ページのところで、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みに言及いただいておりますところ、やはり交付金を受領している事業者の責務としては、都市部とほぼ同等の料金で利用可能とするようなルールを新設する必要があるとお考えなのではないかなと思います。確かに御指摘のとおり、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度というのは、1者サービス区域で競争が働きませんので、低廉性を担保する仕組みが確かに存在していないと思っておりますし、特別支援区域でのサービスを提供する事業者は、事業の全体としては黒字であっても交付金が支払われるということですので、料金について検討することの必要性というのは

理解できますので、有益な御提言をいただいていると思います。

ただ、特別支援区域での整備促進に事業者が躊躇するというような金額であっても困るなどと思って、バランスを取ることが必要だと思うんですけれども、どのような制度をイメージしていらっしゃるか御意見を聞かせていただきたいと思います。

そして、資料の11ページのところです。地域らしさを生かしたサービスという御説明をいただいております。ISPのサービスにおいて、地域らしさというのはどういうふうに理解すればいいのかといったことについて教えていただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、テレサ協からお願いいたします。

○テレコムサービス協会（島上副会長） テレサ協でございます。フルVMNOの件と、あと卸の見直しに関する効果の件、御質問いただきましてありがとうございます。今回、MVNO委員会の委員長の佐々木が同席しておりますので、本件、佐々木の方から御回答申し上げます。

○テレコムサービス協会（佐々木委員長） MVNO委員会の佐々木です。御質問を2点いただいておりますけれども、それぞれ回答いたします。

まず、フルVMNOは接続を前提としているということで、現在の事業法に対するフルVMNO関連の要請はということですが、御認識のとおり、接続につきましては事業法、また第二種接続利用規則等の事業法の関連の法令、これらが改正されるということが最終的に必要になると考えております。現在、フルVMNOに関して、個社間の協議というものがどこまで進んでいるかというところは、完全にテレコムサービス協会、事業者団体として把握できている状況ではないものの、具体的な議論が進んだ場合には、それらの接続協議の結果を法令的に担保するための必要な法令改正というものは必要になると考えておまして、これは具体的に課題が見えてきた段階で、改めて研究会また審議会等、必要とされる法令改正の内容に合わせて、また御議論を頂戴することになると考えています。

また、2点目の質問のライトVMNOの方ですが、こちらは電氣的設備の接続というものを伴わない、すなわち、卸によって提供されるものということで、御認識のとおり、こちらは卸のガイドライン等が関連をしていくという形になっております。現在、卸につきましては、今般の制度改正によりまして、卸提供の原則義務化、また、卸提供に関わる情報の開示義務等について、第二種指定事業者の規律というものが強化

されたところでして、これらの効果というものを引き続き見ていきたいと考えております。現段階で、直ちにこういったガイドラインの改正が具体的な個社間の協議にどのような影響を及ぼしているかということについては、完全に把握できている状態ではないものの、こういった関連する卸の規制強化というものが各事業者の背中を押すということにつながるだろうと信じておりますので、その効果を見ていきたいと考えております。

御説明は以上となります。

○山内主査　それでは、JAIPAからお願いします。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長）　御質問いただき、ありがとうございます。最初の御質問のユニバでの料金の低廉性を担保する仕組みということでございますが、こちらは今般のこの委員会の議論を拝見しておりますと、やはりブロードバンドが引かれない、それから、引いても品質が保たれていない、あるいは、保たれているんだけど料金が都市部と全然異なる等々、いろいろな意見が出ているというふうに理解しております。JAIPAとしてこの部分に対してこうしたらいいという明確な解があるわけではなくて、敷設する事業者の方も営利企業であるといった面を考えると、やはりここはいろいろ深く議論をする必要があるのではないかとということで、JAIPAとしては、全国・地域に参画している会員企業がおりますので、そうした方々の意見も伺いながら、そうした議論に参加させていただければと考えてございます。

2点目の、11ページの地域らしさを生かした通信サービスということでございますが、地域のプロバイダーというのは、全部一律ではないと思いますけれども、プロバイダーしかやっていないという事業者ではなくて、地元の企業に求められれば、サーバーもやるし、ウェブのページも作ったりとか、あるいは工事のお手伝いをしたりとか、多面的に提供しているという企業さんもいるんですね。それらが全部、タリフについて料金を全部設定してやっているかというところだけではなくて、地域の企業との結びつきの中でこうした付加価値を提供している。ただ、やはりベースになるのは、通信ビジネスあってこそということでございますので、この通信事業、ISP事業そのものというのが成り立たなくなると、そうした部分というのも提供することができないということになって、地域社会への影響が出るのではないかとことを申し上げた次第です。

以上となります。

○山内主査 よろしいですか。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） ちょっと補足いたします。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） すみません、副会長の立石と申します。よろしく申し上げます。

まず、1点目の4ページ目の方なんですけれども、制度のイメージというのはいませんが、プライスカップ的な制度というところかと思うのですが、あとは論理的なパスの問題というか、ネットワーク側で工夫して安くできる方法は、それは制度になるのかどうか分かりませんが、御存じのように、東京から離れば離れるほどインターネットって高くなるものですから、そういった過疎地域だとか、中山間地域におけるものについては、ネット側の工夫をすることで品質も、それから金額も一定のレベルに抑えるということができるのではないかなと思います。そういう意味での工夫を考える必要があると思います。

それから、先ほどの11ページ目、私自身が地方でプロバイダーをやっているのだけれども、一言で言うと、車を売る販売店は東京支社でもいいんですが、修理はやっぱり各地方にないと、当然どうしようもないと。特に今後、セキュリティ事案にしても、今、何とか我々も耐えてやってはいるんですけど、今後そういう人材がこれ以上減ってしまうと、地方で起きた本当にちょっとした障害で動かなくなったものを直す人が、今もほぼいないんですけど、どんどんいなくなっちゃって、車の修理工場が田舎になくなるというふうなことになりかねないので、その辺を、御存じのようにNTTさんは、もう個人相手の窓口は地方には一切ありませんので、それも含めて、何とか地方を維持するために必要かなと思います。

以上です。

○山内主査 よろしいですかね。大谷さん、いかがですか。よろしいですか。

○大谷専門委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、次に藤井委員、どうぞ御発言ください。

○藤井専門委員 藤井でございます。各説明者に1点ずつ質問がありますので、よろしく申し上げます。

まず、テレコムサービス協会さんへの御質問ですが、RANシェアリングによるフルVMNOというもののイメージについて説明いただいたと思うのですが、この無線部分

がどのように運用されるのかというところを少し教えてください。無線部分は、周波数の割当ては、MNOが持つのかVMNOが持つのかによってかなり大きな違いが出てくるかと思うのですが、そこはMNOが周波数の免許を持って、何らかの形でそのリソースをシェアリングするというような形を考えられているのか、それともVMNOが周波数を取るような形を将来的にやりたいのかという、その辺りを教えていただければと思います。

2つ目は、JAIPAさんへの質問と、あと全国消費者団体連絡会さんも同じなのですが、電話のユニバーサルサービスについての御説明があったかと思います。JAIPAさんの資料の5ページのところに、電話のユニバーサルサービスは携帯電話への置き換えが音声は可能ではないかというお話があったかと思います。この場合、現行、メタルはあるものの、携帯電話エリア外のようなところが切り捨てられる可能性があるかと思ったのですが、この辺りは音声通話についても、もう携帯電話の方で頑張るという形で進める方がよいのか、それともまだメタル、もしくはそれ相当の何かをNTTが責務を持って継続する方がよいとお考えか、その辺りをお聞かせください。

全国消費者団体連絡会さんも同じ視点なんですけど、ブロードバンドへの置き換えという、切替えが進むという話があったかと思うんですが、このときも同じように不採算地域でブロードバンド全てをやると、今度ユーザーへの負担金が増えてしまうなどの課題もあるかと思うのですが、採算地域で電話のユニバーサルサービスをどのように維持するか、もしくは維持しなくてもいいのか、この辺りはどういう御意見をお持ちなのか教えていただければと思います。

私からの質問は以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、順番にテレサ協からお願いします。

○テレコムサービス協会（島上副会長） テレサ協でございます。今の御質問もVMNOのお話ですので、MVNO委員会の佐々木から御回答いたします。

○テレコムサービス協会（佐々木委員長） MVNO委員会の佐々木です。御質問いただいたRANシェアリングのところの周波数の割当てということですが、9ページ目の絵にありますとおり、RANの部分については、基本的にこれはMNO様の設備ということをご想定して考えておりますので、今の御質問の中で、周波数の割当てはMNO側なのかVMNO側なのかという御質問については、MNO側の周波数を利用する一

形態としてこういったビジネスの方法を考えているという御回答になります。

なお、10ページ目を見ていただければと思うんですけども、フルVMNOの構想そのものには、MNOの持つ5GのRANを有効に使っていくという観点のほかに、こういったRANシェアリングの機能を有する、すなわちコア設備を完全に有するというVMNOは、その他のネットワークも含めた様々なネットワークを利活用し得る立場にあると考えておまして、この絵は2020年の絵ですので、その他の無線のところとして、ローカル5G、Wi-Fi、LoRa等々というふうに書いておりますけれども、まさに今年御議論いただいたようなミリメートル波の割当てみたいなものも受けつつ、様々な無線リソースを並行的に活用するヘテロジニアスネットワークといったものも視野に考えていると。これが第一ということではないんですけども、様々なネットワーク資源を生かし得る立場になるのではないかと考えているところでございます。

御回答としては、以上になります。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、JAIPAからお願いします。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） 御質問の件ですけども、おっしゃるとおりで、何らかの形でまずは残す必要があるだろうと。というのは、1つは、スマホのバッテリーを皆さん、いつもいつも充電しているわけではないということと、災害時間が長くなると、どうしても音声通話というのは必要じゃないかということです。それと、時間をかけてやらないと、すぱっと切っちゃって大丈夫ですかというのはやっぱりあって、携帯電話を使う習慣というのはいえ、やはり災害時に今でもいろんなところで地震が起きると使っていらっしゃる方がいらっしゃるということをお聞きしますので、そこはメタルじゃなくてもいいんですけども、何らかの形で残すということが、最後の72時間を超えた場合なんかは特にどうにかしなきゃいけないと考えております。

以上です。

○山内主査 それでは、消費者団体連絡会、お願いいたします。

○全国消費者団体連絡会（郷野事務局長） 御質問ありがとうございました。私どもも、ユニバーサルサービスの維持管理の観点から、ブロードバンドへの切替えに取り組むことが必要と考えております。ただ、ブロードバンドへの切替えに当たりましては、固定電話回線のみ利用の方、先ほども申し上げましたけれども、高齢者の方などがおり

ますので、そこに対しては代替サービスの手当てなど、メタルじゃなくてもいいのかもしれないませんが、何か代替サービスの手当てがあるといいと考えております。

以上です。

○山内主査 藤井委員、よろしいですか。

○藤井専門委員 ありがとうございます。分かりました。

○山内主査 それでは、進行させていただきます。岡田委員、どうぞ御発言ください。

○岡田委員 ありがとうございます。私は3者の皆様に1つずつ御質問させていただければと思います。

最初に、テレコムサービス協会様ですが、今までの質問とも一部重なるのですが、いわゆるRANシェアリングとかフルVMNOということに関わる質問なんですけれども、具体的にこれをどう実現していくかというときに、MNOさんとの間でいろんな機能であるとか、あるいは設備であるとか、いろんなものの共用についていろいろ交渉が必要になってくると。また、そのためにはいろんな機能のアンバンドリングのようなことをMNOさんにいろいろ御協力していただくとか、いろんなことが必要になるのかなというのを想像するんですけれども、その際に、そのようなことを担保する仕組みとしてどのようなことをお考えなのか。禁止行為規制とかMNOさんの範囲を広げるとかというような御提案がありましたけれども、具体的にそういうアンバンドリング規制のようなことを何かイメージされているのか。また、どうすればそのようなことがより迅速に実現可能になるのか。そのようなことについて、今までの質問と重なって恐縮ですが、もう少し教えていただければと思います。これが1点目です。

それから2点目、JAIPAさんに御質問させていただきたいんですが、地域の実情を踏まえた検討が必要であるというお話を4ページですかね、いただいたかと思います。ブロードバンドのユニバーサルサービス制度として、例えば今は暫定的でしょうけれども、下り30Mbpsでとか、そういう名目でとかいうようなお話が、機能的なところでいろいろこれからまた議論されていくのかもしれないかもしれませんが、そういう全国一律で交付金制度を踏まえて制度設計していくという検討がこれからされるわけなんですけれども、その際のブロードバンドの提供手段ですね、この資料では、離島・山間地等では、衛星とか移動体通信は適切でないという趣旨のような御説明があったかと思いますが、じゃあ、具体的なブロードバンドの提供手段はどうあるべきかということについて、もう少し御意見をいただければと思います。これが2点目です。

3点目、消費者団体連絡会様への質問も今の質問と重なるのですが、モバイルとかNTNなど、いろんな提供手段があり得るという話があるわけですが、具体的なブロードバンドの提供手段についてどのようにお考えになっているのかと。お話の中では、スライド資料にはなかったんですが、NTT1社に頼ることなくというようなお話もありました。また、過疎地域で平等に推進できるブロードバンドの提供が必要だというような、こういう御意見もございました。具体的なブロードバンドの提供手段というものをどのようにお考えかということについて御意見をお聞かせいただければと思います。

私からは以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、順番にテレサ協からお願いいたします。

○テレコムサービス協会（島上副会長） テレサ協でございます。こちらにつきましても、MVNO委員会委員長の佐々木より御回答申し上げます。

○テレコムサービス協会（佐々木委員長） いただいた御質問、RANシェアリング、フルVMNOを具体的に、迅速に、どのように実現をしていくのかという御質問であるかと思っております。

まず、このRANシェアリングという仕組みそのものは、一部のMNOさん、もう既に4Gのネットワークにおいて、例えばMNOさんの4G、LTEのネットワークと、その子会社である全国BWA事業者さんのネットワークでRANシェアリングをすると。こういったような形で、4Gの世界の中で既に実現をしている技術だと考えております。

また、広く言えば、例えば楽天モバイル社におけるKDDI社のネットワークの国内ローミング、これも一つのRANシェアリングの形態であると考えておりますし、また、今、MNO4社の中で議論が進んでおります非常時ローミング、こういった仕組みを複数のMNOのコアネットワークがそれぞれ無線の世界で乗り入れているということで、これらも広く言えば全てRANシェアリングという中に入っていくのかなと思っております。

このような取組というものは、それぞれ卸であったり接続であったりということはあるかと思っておりますけれども、こういった取組がどんどん進んでいくことで、具体的にどこのインターフェースをどのように開放していけばいいのか。その際の技術であったりとか、また場合によっては、番号制度用の立てつけであったりということにどのような課題があるかということについては、現在こういった様々な取組が進んでいく中

で、一つ一つ今、明らかになっているところだというふうに理解をしております。

これらの取組の中に、現実にも今、MVNOが関与しているということはないものから、じゃあ、それらの取組の成果によってどのような課題が具体的に存在するのかというところは、実際まだ我々の立場からすると、カーテンの向こう側で議論がされているという状況だと思っておりますけれども、例えば非常時ローミング等については、この後、MVNOも含めた議論が必要だということで第2次報告書の取りまとめをいただいているところでございますので、そういった技術的な議論というもののうち、今後、MVNOが参画していくことで、何が具体的に課題なのか、その課題を解決するためにどのような規制の在り方が必要なのかということが具体的に見えていくのではないかとこのところを期待しているところでございます。

現段階としては、回答は以上となります。

○山内主査　それでは、消費者団体連絡会、お願いいたします。

○全国消費者団体連絡会（郷野事務局長）　御質問ありがとうございます。私たち消費者は技術的な知見がございませんので、何がいかとは言えないところですが、便利で使いやすく消費者にも分かりやすいものを、NTTだけではなく、ほかの通信各社にも取り組んでいただきたいと思っております。将来は様々な技術を利用されていくことになると思っておりますけれども、早急な変化に戸惑ってしまう利用者については配慮が必要だと考えております。その上でどういう技術がふさわしいか、専門の皆様で御検討していただければと思っております。

以上です。

○山内主査　続けて、JAIPAさんからお答えいただきます。お願いいたします。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長）　副会長、立石の方から御説明させていただきます。

今、DXという話がいろいろ出ている中で、いきなりこれを否定するものではないとは思っています。携帯とかほかの移動体通信、あるいは衛星も、たちまちもうほとんどなくて困っているところがいっぱいありますので、そこはそれでいいと思うんですけれども、特に二次離島なんか私、あちこち行くんですが、やっぱり料金的な問題がある。それは結局、パケットをずっと使い続けるとパケット料金は高くなりますし、実質的には遅くて使いものにならないと。いわゆる地図上でのカバー範囲には入っているんですけれども、それほどちゃんと安定して使えるかどうか分からない。そういうようなもの

を安定した上で使おうとすると、結局は基地局まで光ファイバが必要になりますので、今たちまちすぐに全部光ファイバというわけではないにしても、今後いずれにしろ、5G、6G、どんどん行く、あるいはBWAなんかも今後発展していく上で、光ファイバがどうしてもその地域にとって必要になってくると思いますので、時間差といいますか、取りあえず、まずは無線でもいいと思いますけれども、よほどの技術革新がない限り、やはり固定の方が安定する。

それからもう一つは、それをメンテナンスする人材がそれぞれのところにほとんどいませんので、ほとんどというか見たことがないので、それを手当てする上でも、結局、光ファイバの方がいいんじゃないかというふうなところもあってこういうふうにかかせていただいているというところがございます。ありがとうございました。

○山内主査　いかがですか、岡田委員。

○岡田委員　結構でございます。大変ありがとうございました。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、大橋委員、どうぞ御発言ください。

○大橋委員　ありがとうございます。まず、JAIPAさんの資料11ページからなのですが、ISPに対する弊害というところなんですけれども、消費者にメリットがある事業者の取組が行われた場合、それは競争事業者にはマイナスになるかもしれないですが、それでも、公正競争でないとは言えないのではないかと考えています。これが消費者にメリットがある取組で公正ではない場合というのは、あくまで手段が不公正である、例えばプライススクイズがあるとか、そういうことが問題になるのかなと考えていますが、これについてコメントいただければというのが1点です。

それに関連して、ちょっと飛んで、同じ論点なので、テレサ協、資料7-2に関してなんですけど、2ページ目です。独占になることが弊害だとおっしゃっていますが、ある意味、消費者に選択されて独占になるということが問題だというのは、消費者の選択が問題だというふうなことと同値になってしまうので、それを問題にするよりは、独占によって消費者の利便性が著しく損なわれるような行為、そうした不当な行為があるということ自体を問題にすべきではないか。それが何なのかということがまず特定されるべきなのかなと思います。それを規律することが行為としてできないのであれば、構造的な規律を設けるということなのかなと思うんですけれど、ちょっと消費者利便性の観点からコメント、その点いただければと思います。

他方で、自由化から相当程度時間がたつ中で、テレサ協さんの5ページ目でおっしゃっているような、行為規制を、NTTと相当程度競争的な事業者に成長したMNOにも拡大するんだという観点は、私はそれなりに理があるコメントかなと思います。

ちなみに、7-3に戻って、これはJAIPAさんの15ページなんですけれど、卸取引に関する規律の話なんですけど、おっしゃるとおり、音声については、卸に関する問題がある会議の中で明らかにされて、規律が検討されたという経緯があると承知しています。そういう意味で、光卸にもそうした問題があるということであれば、この御主張は十分検討に値すると思うんですが、ここの辺りを改めてお伺いできればなと思います。

あと、7-4の資料に関してなんですけど、私ども、ユニバーサルサービスというものが重厚に提供されることがコストなくできるのであれば、私もそれが望ましいなと思うんですけども、これまでユニバの在り方というのは、コスト負担のバランスの中で議論してきた経緯があるんじゃないかと思います。そういう意味で言うと、今回、7-4の中にコストの議論がなかったように見受けられるんですが、どの程度利用者としてコスト負担をするべきなのか、あるいはしてもよいのかという、これは利用者負担なのか税金なのかというのがあると思いますが、ちょっとその辺りも併せてコメントいただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。では、まず、順番にJAIPAさんからよろしいですか。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） はい。

○山内主査 お願いします。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） 御質問ありがとうございます。

最初の11ページのところでございますが、御指摘のとおり、消費者視点、利用者の視点というところは、やはりビジネスを提供する上でまず重要かというふうに思いますけれども、現状、御説明させていただいたような役割分担でISPが担っているような役割、これが利用者にとってどういった価値、今後それがさらに利便性が提供されるというような話ですとか機会というのが出てきたら、やはりそこに対する価値のある提供の仕方というのはしっかり議論されるべきではないかと思っていますので、そうした領域における議論というのが、今回のISPの業務範囲ということも含めて議論されるべきかなと思います。

どうしても地域の事業者とか、中には非常に経営資本として脆弱な状態で事業運営をされているという方もいますので、そうした条件とか競争環境とかを含めて、圧倒的に立場が弱い、そうした環境でビジネスを行っている、もしくは今回のISPの業務規制というのが撤廃されることで、そもそもISPの存在価値というところが問われてしまうということですので、ここについては、やはり公正競争の観点でこうした規律を設けることが必要ということを申し上げさせていただきました。

それから、15ページのところの光卸の規律ということなんですけれども、ここは研究会の方でいろいろな議論をしながら運営をされておりました、JAIPAとしては、その前の14ページなんかで御説明させていただいたようなものも含めて主張しておるんですけれども、1つは、接続と卸というところの料金を見たときに、やっぱりそこがしっかり連動していくべきなんじゃないかと。

一方で、卸の方は、接続という以外に、卸であるがゆえのコストというのが存在するというような議論もありまして、研究会の中では、今のNTT東西さんの主張される内容には一定の合理性があるというふうに言われてはおりますけれども、やはり反対する意見、それから懸念をします、そういった意見も非常に多いというところで、今後、適宜検証して行って、必要に応じて再検討すべきという見解をいただいておりますので、JAIPAとしては、この規律については、やはりしっかり強化していくことが必要ではないかということを上申し上げさせていただきました。

以上です。

○山内主査　よろしいですかね。それでは、テレサ協からお願いいたします。

○テレコムサービス協会（島上副会長）　テレコムサービス協会でございます。大橋先生御指摘の、独占自体がよろしくないというのではなくて、それによる害の問題であるということに関しましては御指摘のとおりだと思っております、もともと固定通信の方は電電公社の独占というところから始まり、あるいは、移動通信も現在に至るまで、物理的な制約からは有限希少性というのがあって寡占な状態になっていると。そういう中で費用が高い、サービスが硬直的だといったところに競争を持ち込んで、今の電気通信事業の競争環境というのがつくられていると。そのベースとなっているのがNTT法と電気通信事業法ということで理解しております。

そういった観点で今の法制度を大きく変えるという場合におきましては、今までのこの歩みというのを踏まえていろいろ御検討いただきたいというのが我々の全体的な趣旨

でございますが、ちょっと大橋先生の御質問に答えているか分かりませんが、コメントさせていただきます。

○山内主査 大橋先生、いかがですか。

○大橋委員 今回、せつかくの包括的な検証ということですから、そういうところも含めてしっかり議論することが重要だというふうな御回答をいただいたのかなという認識でおります。ありがとうございます。

○山内主査 それでは、消費者団体の方からお答えいただきます。

○全国消費者団体連絡会（郷野事務局長） 特にブロードバンドサービスについては、利用者負担といっても、電話の場合と違って、番号単価で割り当てるということには課題があると思っております。契約内容と利用料も、事業者と個人ではかなりの格差がある場合もあると思っております。そこを勘案しながら今後検討していただきたいと思えますし、国民に検討の過程を御説明いただければと思っております。

以上です。

○山内主査 よろしいですかね、大橋さん。

それでは、次は、林委員に御発言願います。どうぞ御発言ください。

○林専門委員 林でございます。私からは、本日のプレゼンに触発されての、コメントでございます。2点ございますが、1点目は、公正競争上の懸念についてです。本日のプレゼンでも、NTT東西とドコモの合併であるとか、NTT東西によるISP事業の実施などについて、非常に懸念されていることがよく分かりました。この点JAIPAさんの資料16ページの図が分かりやすいですが、この16ページの図は、ISP等競争事業者との競争のイコールフットイングが確立することによって、消費者にとっての料金・サービス競争や消費者の選択肢が一定程度実現されたことを示唆するもので、これはNTT法の公正競争上の構造規制がこれまで機能してきたことをある意味裏打ちしているものであって、その意味では、地域通信と移動通信等を区分する競争上の重要性は損なわれていないことは、この特別委員会でもあらためて確認し、特にNTT法で担保されていた公正競争規律の在り方については、今後の意見集約に向けて集中的に検討しておくべきではないかと思っております。

なお、本日のJAIPAさんの資料では、弱小のISPの保護という側面を強調するあまり、それを公正競争という茫漠とした概念で包み隠すというような感じを受けなくもないところでありまして、ISPならISP相互間の競争によって消費者利益が促進

されるということが大事であって、本日のプレゼン資料では、語り口が、少し事業者目線になっていたのはやや気になるところです。

本日の事務局資料7-1でも、制度見直しは、規律の廃止・緩和と新設・維持を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きいという当方の発言を引用していただいておりますが、その文脈で申しますと、公正競争上規律の維持が必要な部分は、業務範囲で申しますと、NTT東西が、移動通信事業・ISP事業等がNTT法上禁止されていることは規律の維持すべきところとして、このような方向性を特別委員会として検討あるいは確認すべきはないかと存じます。

2点目はブロードバンドのユニバーサルサービス制度の話で、これもJAIPAさんのスライド4ページで、「ブロードバンドユニバに欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる」と書かれていますが、基礎的電気通信役務については、約款の届出規制が入っているところですが、特定電気通信役務と違って、プライスカップ規制のような料金規制は入っておりませんで、ましてや地方と都市部の料金格差をなくさせるような仕組みは入っていません。立石様は、さきほどプライスカップ規制が考えられるのではないかとおっしゃいましたが、しかし、これまで特定電気通信役務について、プライスカップ規制に抵触したケースはありませんので、ブロードバンドを含む基礎的電気通信役務についてプライスカップ規制が本当にワークするかどうかは、要検討だと思います。もしこの点について立石様、もし反論があればお願いできればと存じますが、ただ、地方と都市部の料金格差をなくさせるような仕組みを入れること自体は私は賛成で、そもそも交付金制度は、地方と都市部の料金格差をなくすことをもめる意味「期待して」貴重な政府財源を投入するわけですから、これはNTT法ではなく、事業法の中において、料金の低廉性を担保する仕組みを考えるべきではないかと思いません。具体的には、適格支援対象事業者の支援要件にこのような担保措置の中身を入れるということも立法政策上考えられると思います。これもコメントです。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。コメントではありますが、何かコメントがあれば。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） 反論ではございませんけれども、御意見ありがとうございます。プライスカップ規制と言いましたけれども、結局、御存じのように、中山間地域はお年寄りしかとは言いませんが、ほとんどなので、当然高いと誰も使わなくなりますから、やらなくても自動的に値段が下がるということはある

るんですが、そこに至るまでに相当いろんな苦勞をしてアフォーダブルな値段にすると  
いうことが行われていて、何らかの形でその苦勞に報いるような仕組みが何かできない  
かなという一つの表現形式としてプライスキップということを申し上げましたけど、  
先生に対して全然反論はございませんので。

以上でございます。

○山内主査 反論していただいても結構なんですけど。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） よろしいでしょうか。すみませ  
ん、ちょっと事業者寄りのというようなコメントもいただいたんですけども、本日は  
ちょっと限られた時間で、ISPの領域というのが非常に死活問題であるということで、  
そこを特に申し上げたかったということで説明させていただきましたけれども、JAIP  
PAとしては、もちろん消費者保護とか、関係法制を遵守して利用者の利便性向上のた  
めに日々取り組んでおりますので、その部分は御理解をいただければ幸いです。あり  
がとうございます。

○山内主査 承知いたしました。ありがとうございました。

ほかに。どうぞ、相田委員。

○相田主査代理 先ほどのJAIPAさんが答えておられたセキュリティ人材不足、こ  
れについてずっと考えていたんですけども、やっぱり利用者目線から見ると、すぐに  
相談に乗ってもらえる窓口があるということが一番重要なことで、逆にセキュリティ人  
材というものは、これからはセキュリティがどんどんどんどん複雑化されていくとい  
うことを考えると、あまり1者だけで囲い込むというよりは、プロバイダーさんをまた  
いのようなことでもってそういう技術者集団をつくるというようなことが大事なのかな  
というふうな印象をちょっと持ったんですけども、何かそういう、特にセキュリティ  
人材に関して、ISPさんの方でどういうことを考えていらっしゃるのか、御紹介いた  
だけることがあったら御紹介いただければと思いました。お願いいたします。

○山内主査 お願いいたします。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） ありがとうございます。我々  
だけではないんですけども、ほかのセキュリティ関係の団体さんと今お話をしている  
のは、だんだんDXをすることによってみんな必要にはなっているんですけども、ほぼ  
ほぼ御理解がないと。だけど、じゃあ、今それで食べていけるかという、やっぱり田  
舎でセキュリティって、ほぼほぼ食べられないので、その食べる口をどうつくるかとい

うところから始まって、資格制度なのかどうかとか、あるいはアセットマネジメントという意味での自分、会社も含め、セキュリティというのをアセットマネジメントすることで、それを、このパソコン大丈夫ですか、このスマホ大丈夫ですかみたいな話に国民的運動と言うとおかしいですけれども、リテラシーを向上していただくことによって、最低限これだけしておかないと駄目だし、もうたちまち、私、徳島なんですけれども、例の病院の問題が起きて、大騒ぎが起きて、地域の中核病院が半年以上使えなかったということが起きていたりしますので、そういう意味では、ある意味、地方の安全保障としても必要だろうということで、今、本当にドラフトのドラフトですけれども、そういう仕組みをつくろうかなというところで動いている状況でございます。

○山内主査 ありがとうございます。よろしいですかね。ほかにいかがでしょうか。関口委員、どうぞ。

○関口専門委員 関口でございます。JAIPAさんの5ページについて少し教えていただきたいことがあります。電話のユニバーサルサービスについては、ここでは携帯電話でいいんじゃないかという御指摘なんですけど、現状のユニバーサルサービス基金制度では、ワイヤレス固定電話を一部認めているわけですけれども、この御提案というのは、全国、もう音声は携帯でいいという御指摘なのかどうかと、それから、最後の3番目のところについて言うと、公衆電話はまだ維持が必要なんだというお求めなんですけど、ここと整合するのかどうか。あるいは、提供方法について検討しなさいということではあるんですが、メタルは維持限界を迎えているわけで、年明け早々、マイグレで光との合わせ技の電話が始まるわけですよ。そういった中で、局給電の問題もあれば、それから硬貨の収納信号を光で流せないという問題もあるしということで、公衆電話については、携帯電話を音声でいいと言いながらも、メタルあるいはメタルの代替措置として担保しなければいけないか、そこら辺について少し御教授いただきたいと思います。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） ちょっとこれ、説明が足りなかったんだと思うんですが、最終的な形態として、いわゆる一般的なユニバーサル音声に関しては携帯電話でもという話は、これはやはり時間を置いてからかなと思っています。それまでに関して、今たちまち、あそこに公衆電話があったはずなのに、行ったらなかったみたいな話が突然やってくるというのが多分まずいかなと。

今の中高生ぐらいが40代、50代になってきた頃には、恐らく緊急通報もそのまま携帯でやるでしょうし、今よりもバッテリーもよくなっているでしょうしということで、そ

んな何十年も先じゃないかもしれませんが、時間を置いてということで、下に書いてあるのが、今今は、さっきも言っていたバッテリーのもちだったりとか。ただ、先生がおっしゃるように、給電の問題とかが、間に光が入っていると行かないので、それはどうするかという話なんかは、72時間以上たった場合の別の問題として出てくるのは出てくると思いますけれども、音声通話に関して今考えられる特に緊急時のことに関して言えば、両方やったりないとまずいのではないかなという趣旨だというふうに思っていたらと思います。

○山内主査 よろしいですか。

○関口専門委員 ありがとうございます。直近で公衆電話の台数そのものは、実は4分の1でいいというふうに縮小した上で、災害時用の公衆電話を整備するというで非常時に備えるという対応をしているわけですが、方向性としては、そういうことの今後とも維持が必要だというふうにお考えですか。

○日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長） はい。それでいいのでは。ちょっと私のイメージの、ある離島のところで、もう人が10年ぐらい住めなくなったところがあるんですけど、そこはもう電話回線がなくなっているんです。そういうところまで、もしも電話を引けというのは相当酷だろうなというところがあるので、そこはちょっと地形なり、周りの環境によって変わってくるのかなと思います。そういう意味で、時間を置いてという話なんです。

○関口専門委員 分かりました。でも、そこって、そういった対象を想定してワイヤレス固定電話を導入したので、まさにフィットしていると思います。

以上です。

○山内主査 よろしゅうございますか。ほかはいかがですか。大体時間ではあるんですけども、よろしゅうございますか。

それでは、ほぼ時間ということでございますので、これで議論は終了とさせていただきます。いつもどおりですけど、追加の御質問がある方は、文書で事務局までお送りいただくということ、それから、それについては、後日、各団体から御回答いただくということでもあります。

### (3) その他

○山内主査　それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官　資料7-5を御覧ください。次回、第8回の委員会につきましては10月25日に、事業者、関係団体からの発表を予定しております。よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。それでは、プレスの方がいらっしゃるということですので、プレスの方に御入室いただきたいと思います。

(報道関係者入室)

○山内主査　それでは、最後になりますが、渡辺副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。オンラインで御参加の方は、カメラをオンにさせていただくようお願いいたします。

それでは、副大臣、よろしくお願いいたします。

○渡辺総務副大臣　本日も、山内主査をはじめ、委員の皆様、大変忙しい中、この委員会に出席いただき、いろいろと御意見を頂戴したこと、また、今日は参加として、日本インターネットプロバイダー協会の久保会長や、テレコムサービス協会の島上副会長、そして、全国消費者団体連絡会の郷野事務局長におかれまして、御発表いただいたと聞いております。

テレコムサービス協会からは、競争ルールの在り方について、日本インターネットプロバイダー協会からは、NTT法の見直しに伴うISP事業への影響について、それぞれ事業者団体の立場から御意見をいただいたと伺っております。また、全国消費者団体連絡会からは、消費者目線でのユニバーサルサービスにおけるNTTの公的な役割への期待について御意見をいただいたと報告を受けておりますけれども、本当にすばらしい発表、またそれに対して委員の皆さんの高い視点からの御質問等々、意見交換、総務省としては大変参考になりました。

来年の取りまとめまで時間があるようでございますので、ぜひ、今日聞いた話もしっかりと参考にさせていただきながら、取りまとめに向けて頑張りたいと思っておりますので、今後ともどうか、いろいろと大所高所に立った御意見等々いただけることを心からお願い申し上げ、今日御参加いただいた皆さんに改めて御礼を申し上げて、閉会に当たっての挨拶にさせていただきます。今日は本当に皆さん、どうもありがとうございました。

○山内主査　渡辺副大臣、ありがとうございました。

## 閉 会

○山内主査　それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第7回の会合を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。